

食の安全安心と食育について共に考えませんか！
～「食の安全安心と食育審議会」委員公募～



この度、平成18年に制定した食の安全安心と食育に関する条例に基づき、食の安全安心と食育に関する重要事項の調査審議を行う『食の安全安心と食育審議会』に、熱意のある2名の委員を公募します。

【食の安全安心と食育審議会の概要】

目的：食の安全安心と食育の推進に関する重要事項の調査審議を行います。

構成：[委員数] 16名（うち公募委員2名）

[委員構成] 学識経験者、消費者代表者、事業者の代表者、関係団体代表者

部会の設置：食の安全安心推進部会、食育推進部会の2部会を設置

開催回数：年3回程度



◇応募の資格 次の要件をすべて満たす方

- ・食の安全安心と食育について、広く関心を持ち、議論することができる方
- ・年3回程度開催する審議会及び部会に出席できる方
- ・年齢が20歳以上の方（平成30年4月1日現在）
- ・兵庫県内に居住する方、又は通勤・通学している方

※ ただし、国・地方公共団体の議員又は常勤の公務員の方、再任及び他の附属機関等の公募による委員に選任されている方は応募できません。

◇募集人員 消費者代表の委員 2名

◇委員任務 食の安全安心と食育審議会及び部会（年3回程度）に出席し、調査審議に参加していただきます。なお、出席者には規定による報酬及び交通費をお支払いします。

◇委員責務 委員には県行政の特別な地位を付与するものではなく、また、委員の地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用することはできません。

また、審議会において知り得た秘密を漏らしてはいけません。

◇任期 知事の委嘱を受けた日から平成32年3月末まで

◇応募方法 次の書類を提出して下さい。なお、提出していただいたものはお返しできません。

- ・「食の安全安心と食育」をテーマとした800字程度にまとめた作文
- ・氏名、性別、職業、生年月日、住所、電話番号、食の安全安心及び食育に関して興味のある分野またはテーマ、経歴・自己PRを記載した書面

◇応募締切 平成30年4月13日（金）～平成30年5月7日（月）（当日消印有効）

◇応募書類提出先（郵送、FAX、E-mailで提出お願いします）

〒650-8567（個別番号のため、住所を省略できます）

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食の安全安心推進班 審議会委員公募担当

[TEL] 078-362-3258 [FAX] 078-362-3970

[E-mail] seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

◇結果のお知らせ

一次審査（書類）及び二次審査（面接：日時と場所は一次審査で選定された方に連絡します。）により委員を決定し、平成30年6月末までに応募者全員に結果を文書でお知らせする予定です。

※ 委員公募情報は、兵庫県ホームページにも掲載しています。

兵庫県 食 審議会

検索